

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月27日

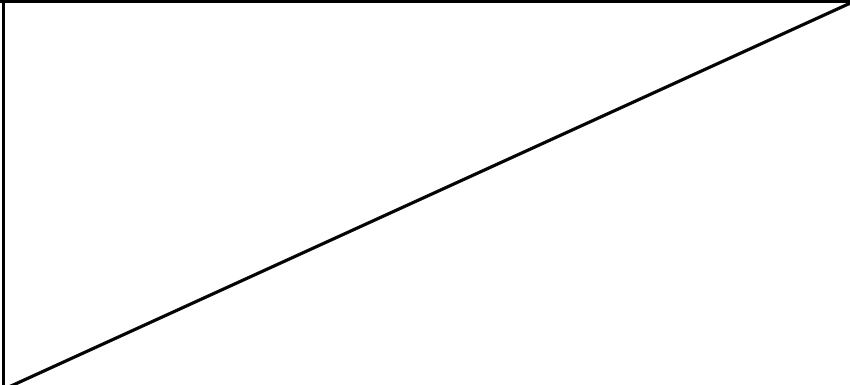
1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	墨田区
4. 届出番号	21
5. 独自利用事務の事例番号	108-4
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.sumida.lg.jp/kurashi/mynumber/index.html

執行機関名 墨田区長

障害福祉に係るサービス等の利用者負担の助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	墨田区重度身体障害者(児)住宅設備改善費助成要綱(平成4年5月25日3墨厚障第926号)による住宅設備改善費用に係る助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第一 第8の項 墨田区重度身体障害者(児)住宅設備改善費助成要綱(平成4年5月25日3墨厚障第926号)による住宅設備改善費用に係る助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第1条	墨田区重度身体障害者(児)住宅設備改善費助成要綱(平成4年5月25日3墨厚障第926号)第1条

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、<u>障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう</u>、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の<u>福祉の増進を図るとともに</u>、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p>	<p>第1条 この要綱は、在宅の重度身体障害者(児)に対し、その者の居住する家屋の玄関等の住宅設備の改善に要する費用を助成し、もって当該身体障害者の<u>利便を図る</u>ことを目的とする。</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>墨田区重度身体障害者(児)住宅設備改善費助成要綱(平成4年5月25日3墨厚障第926号) 墨田区重度身体障害者(児)住宅設備改善費助成実施要領(昭和61年12月8日61墨厚障第429号) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令(平成八年政令第十八号)</p>